

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師(陳軼凡、黄曉軍)

## 労災 (3)

### 第28回

労働災害認定弁法(2010年12月31日人的資源及び社会保障部令第8号により公布・2011年1月1日施行)行政訴訟法と行政不服審査法によりますと、中国における労働災害認定手続きプロセスと不服申し立て手続きプロセスは以下の通りです。

### 1. 労働災害認定手続きプロセス

#### (1) 労働災害認定申請の提出

従業員に事故傷害が発生、または職業病防止・処理法の規定に従い診断を受けて職業病であると鑑定された場合には、企業は、事故傷害発生の日または診断されて職業病であると鑑定された日から30日以内に、統一計画地区(中国語:統籌地区)の社会保険行政部門に対し労働災害認定申請を提出しなければなりません。また、企業が所定の期間内に労働災害認定申請を提出しなかった場合には、傷害を受けた従業員もしくはその近族者または労働組合組織は、事故傷害発生の日または診断を受けて職業病であると鑑定された日から1年以内に、労働災害認定申請を提出することができます。

労働災害認定申請を提出する場合には、申請人は「労働災害認定申請表」に記入し、かつ、(a)労働契約書もしくは採用契約書の写し、または企業との間に労働関係(事実上の労働関係を含む)もしくは人事関係が存在する旨のその他の証明資料、(b)医療機構の発行に係る傷害を受けた後の診断証明書または職業病診断証明書(もしくは職業病診断鑑定書)を提出しなければなりません。

#### (2) 社会保険行政部門による形式審査

社会保険行政部門は、労働災害認定申請を受け入れた後、申請人の提出に係る資料について審査をし、受理する旨を決定した場合には、「労働災害認定申請受理決定書」を発行しなければなりません。受理しない旨を決定した場合には、「労働災害認定申請不受理決定書」を発行しなければなりません。

#### (3) 社会保険行政部門による実質審査と労災認定

社会保険行政部門は、労働災害認定申請を受理した後、申請人の提供に係る証拠について調査・事実確認を行います。労働災害認定申請書を受け入れた日から60日以内に労働災害認定申請決定をし、「労働災害認定決

定書」または「労働災害不認定決定書」を発行しなければなりません。

### 2. 不服申し立て

従業員もしくはその近親族または雇用単位は、不受理決定について不服がある、または労働傷害認定決定について不服がある場合には、法により行政再審議を申し立てる、また行政訴訟を提起することができます。

敷衍(ふえん)すれば、従業員もしくはその近親族または企業は、不受理決定あるいは労働傷害認定決定について不服がある場合には、当該具体的行政行為を知った日から60日以内に、自分の選択によって、当該社会保険行政部門と同級人民政府に行政不服審査を申し立てることができ、1級上の主管部門に行政不服審査を申し立てることもできます。また、従業員もしくはその近親族または企業は、不服審査の決定に不服のある場合は、不服審査決定書を受領した日から15日以内に、社会保険行政部門の所在地の人民法院に訴訟を提起することができます。

#### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍  
世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。  
主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里16号  
CBD 国際ビル701室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800  
(日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路93号大上海時代広場  
1109室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109  
(日本語専用)

Fax : 021-5386-1619